

平成 30 年 11 月 16 日

PFI 事業に係る実施方針の策定の見通し（平成 30 年度）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、実施方針の策定の見通しに関する事項を公表する。

特定事業の名称	小平市立学校給食センター更新事業
期 間	事業契約締結日から平成 49 年 7 月末まで（予定）
概 要	学校給食センターの設計業務、建設・工事監理業務（既存学校給食センターの解体撤去業務を含む）、維持管理業務及び運營業務
公共施設等の立地	東京都小平市小川東町 5-17-10
実施方針を策定する時期	平成 30 年度第 4 四半期（予定）